平成 26 年　天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 26 年 2 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1番	鶴田雄士　君	2番	稲田秀敏　君
3番	川原昭雄　君	4番	川口　直　君
5番	武内正俊　君	6番	森本文隆　君
7番	佐々木碩哉　君	8番	中村三千人　君
9番	小松信男　君	10番	江良邦勝　君
11番	浦上廣幸　君	12番	山本友保　君
13番	-	14番	
15番	山下和弘　君	16番	川峯正美　君
17番	川﨑眞志男　君	18番	森岡一正　君
19番	松本カヅエ　君	20番	橋本正寛　君
21番	宮崎義一　君	22番	森下雅成　君
23番	滝下清三郎　君	24番	山田勝彦　君
25番	前田達也　君	26番	柴田眞一　君
27番	山本隆久　君	28番	松岡健吾　君
29番	小堀田幸一　君	30番	小川浩治　君
31番	松原髙弘　君	32番	松川兼光　君
33番	戸谷泰典　君	34番	倉田喜一　君
35番	池田裕之　君	36番	梅田良二　君
37番	平岡秀樹　君	38番	本田　実　君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（１名）

14番　福本富人　君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5 名)

事務局長	森内健二	局長補佐	林　泰裕
参　事	藤崎眞二	参　事	吉田直哉
参　事	平田正剛		

4、議事日程

開　会

日程第１		議事録署名委員の指名について
日程第２	議第６号	農地法第３条の規定による許可申請について
日程第３	議第７号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について
日程第４	議第８号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について
日程第５	議第９号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第６	議第10号	平成26年度天草市農業労働賃金標準額の設定について
日程第７		報告事項について

閉　会

開　議　午後１時55分

○事務局（森内健二君）　先日の研修会は大変お世話になりました。ただいまより平成26年第2回総会を開催致します。始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君）　皆さん、こんにちは。雨の中ご出席いただきありがとうございます。また、先日20日と21日の研修会には皆さん大変ご苦労様でした。私のところも組合の法人化をすすめておりまして、3月10日に法人設立の総会を予定しているところです。そのため適当な研修先を探していたところですが、皆さんから良かったとの声を聞き安心しています。私たちのところも平成24年度の県の重点地区に選定されて、これまで30回ほど研修会を積み重ねてきましたので、他の地区で法人設立の計画があれば参考にしていただけばと思います。

それでは総会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（森内健二君）　本日は、１４番　福本富人委員が欠席ですが、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君）　これより議事に入ります。日程第１の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それでは、37番平岡秀樹委員、38番本田実委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第2、議第６号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

１番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田4,005㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。

2番について説明します。本渡町の譲受人は太田町の譲渡人より、佐伊津町の畑 452㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には高菜を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君）　３番について説明します。

有明町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、有明町の　畑２１１㎡　を、贈与により取得

したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。

申請地には、野菜を栽培される計画です。

４番について説明します。

栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の　田３．１１５㎡を、売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。

申請地には、水稲を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君）　それでは１番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○22 番（森下雅成君）　１番について説明します。申請人は田４００５㎡を売買により取得し活用したいということです。申請地は新和町に通じる通常草積線の沿線で、ほ場整備がなされた農地です。経営規模の拡大をされるという事です。家族構成は親子３名で特に問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました１番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、２番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君）　31 番、松原です。２番について説明致します。

譲受人は事務局説明のとおり経営規模拡大のため、売買により取得したいというものです。場所は佐伊津工業団地の近くで、申請地は客土し整地してあります。野菜を栽培される予定です。譲受人は養豚、牧草、野菜を熱心に栽培され特に問題は無いと思われます。。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました２番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に３番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田　実君）　38番、本田です。３番について説明致します。

この件につきましては、譲渡人と譲受人は兄弟ということで譲受人が弟になります。場所については、高規格道路とゴルフ場の間になります。面積的には211㎡と狭いですけど水稲や果樹を栽培されていますので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました３番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に４番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君）　25番の前田です。４番について説明致します。

譲受人は、譲渡人のご近所に住まわれておりまして行政区の区長をされています。今回譲渡人のご兄弟が亡くなりまして今後農業を続ける予定がないということで、今回の申請になったという訳です。譲受人は現在会社を退職されて水稲と野菜を栽培されており、申請地には水稲を栽培される事になっています。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました４番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第３、議第７号、農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは１番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。

では、1番について、ご説明いたします。

楠浦町の申請人は、養鶏業経営に伴い、鶏舎及び農業用倉庫を建築したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内の農地となっております。農用地区域内の農地は原則許可することができませんが、農業用施設用地として用途区分が行われる農地で、農業用施設を建設する場合は例外的に許可することになっています。一般基準につきましては、記載のとおりとなっており基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君）　22番の森下です。1番について説明致します。

申請地は、熊本部品の近隣の場所です。この畑を転用して鶏舎及び農業用倉庫として利用したいとの申請です。申請地の周囲はご覧のとおり農地で隣接者の同意も得ていますので、特に問題はないと思っています。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。次に2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君）　2番について、ご説明いたします。

亀場町の申請人は、周囲が宅地化し、地域の要望等もあるため、貸駐車場を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置しているため、第３種農地となっております。 一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に貸駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保委員）　12番山本です。2番について説明します。

場所は天草自動車学校の前になります。広い道路から入っていくと１５０メートルくらいの所になります。亀場町在住の申請人は、自宅隣接の畑を、貸し駐車場にしたいという申請でございます。ここいらは住宅街でございまして車の駐車スペースがたりないということで近所の方からさかんに要望されておりました。すでに駐車場として要望のとおり完成しております。コンクリートで舗装されてラインも引いてあります。ご迷惑をおかけしたということで始末書も添えてします。区長さんの排水同意書も添付しています。雨の時

に確認したところ水路を整備してありました。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました２番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に３番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君）　３番について、ご説明いたします。

宮地岳町の申請人は、自宅に近く、利便性の良い墓地を建立したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員から説明をお願いします。

○16 番（川峯正美君） 16 番川峯です。3 番について説明します。

事務局から説明がありましたように、畑を墓地として利用したいというものです。現在は山の上に墓地がありますが、家の後の近いところに移したいとのことです。排水も側溝を設置するので問題はないようです。隣接地の同意書ももらっています。また近くに 1 件住まいがありますが、その娘さんから同意をもらっています。周囲には迷惑をかけることもないだろうと思っています。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました３番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に４番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君）　４番について、ご説明いたします。

宮地岳町の申請人は、太陽光発電施設を建設し、売電したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に一部が通路として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員に説明をお願いします。

○16 番（川峯正美君） 16 番川峯です。4 番について説明します。

スクリーンを見ていただけば分かりますように、畑の一部が自分の家の進入路となっており親の時代から利用されていたようです。また下の田んぼは今耕作されておらず、湿地に近い状態になっておりまして、この２枚の農地に太陽光発電施設を設置したいという事です。一部が道路になっていますので始末書を添付しています。また排水は側溝が設置していますので区長の同意書ももらっています。周囲にはオリーブを植えていますが、それも申請者の所有ですので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました４番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に５番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君）　５番について説明します。

宮地岳町の申請人は、杉を植林し、山林として管理したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に植林されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）次に担当委員から説明をお願いします。

○16番（川峯正美君）16番川峯です。5番について説明します。

申請地は、事務局から説明があったとおりですが、国道266号線と新和から河浦に通じる県道287号と交差したところから1．5キロメートル入ったところです。ここは田んぼだったところに以前杉を植えてあったもので、近頃所有権を移転する事になったっとき農地のままであったことがわかったということです。また周囲に迷惑をかけることはないと思っています。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました５番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に６番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　６番について説明します。

大阪府柏原市の申請人は、お墓を建立し墓地としたいため、倉岳町の畑６４㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君）　2番稲田です。6番について説明します。

現在、墓地が山間部にあり高齢者には不便であるとのことで、自宅の近くに墓地を建立したいという事です。現地を見ましたが隣の家は段の上になりますし、近所の方から同意を得ているようです。また、市の環境課に墓地の申請も出ているようですので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　7番について説明します。

新和町の申請人は植林し山林とするため、新和町の畑 9,279 ㎡を転用したいというものです。申請地の一部は既にクヌギを植林されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○17番（川﨑眞志男君）　17番川﨑です。7番について説明します。

懸念されることとして近くにハウスがありますが、これは申請者の所有だという事です。周囲に他のハウスもありますが、同意を得ているということで特に問題はないかと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　８番と９番は隣接する農地で所有者それぞれが自身の田に太陽光発電施設を整備するという案件でございます。よって見取図、配置図及び排水計画図は資料④の８ページに併せてお示ししております。下段の配置図の太線で囲んだ部分が申請地でございます。

まず８番について説明します。二浦町の申請人は太陽光発電施設を整備するため、二浦町の田 1,030 ㎡を転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○36 番（梅田良二君）　８番について説明します。

地図を見ていただくと、下の田んぼが申請者の土地で埋め立てていますので、始末書が添付してあります。排水はそれぞれの土地に側溝を設置してあります。その一角は太陽光発電施設の用地にすることで話が進められています。他に支障はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました８番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に９番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　９番について説明します。

二浦町の申請人は太陽光発電施設を整備するため、二浦町の田 1,528 ㎡を転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○36 番（梅田良二君）　９番について説明します。

この一角は４人で話しあって太陽光発電施設を整備したいというものです。排水もスムーズに流れるようにそれぞれの土地に側溝を設置しています。他に支障はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました９番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第4、議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

亀場町の譲受人は、本渡町の譲渡人から本渡町の田264㎡の内231㎡を売買により取得し、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に埋め立てられているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君）　1番の鶴田です。1番について説明致します。

場所は農協の山口支所から下田線を３００メートルほどのところから北へ入ったところです。ここはもともと田んぼであったところを埋め立てて、一時期は柿などを植えてありましたが台風で倒れてしまったようです。現在譲受人はアパートに住まわれていますが、部屋数が少なく狭いから住宅を建設したいという事です。周囲には農地は有りませんので問題ないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　2番について、ご説明いたします。

小松原町の借受人は、小松原町の貸渡人から八幡町の畑245㎡を賃借権の設定により借り受け、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置しているため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原髙弘君）　31 番の松原です。2 番について説明致します。

借受人は父である貸渡人から賃貸借で土地を借りて自己住宅を建設したいというものです。場所は八幡様の近くで都市計画区域の住居専用区域になっています。給水は市水より生活排水は下水道へ雨水は道路側溝へ流されます。周囲は宅地化が進んでいまして、隣接農地の同意も得ていますので、問題はないかと思います

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　3 番について、ご説明いたします。

城下町の借受人は、下浦町の貸渡人から本渡町の畑 358 ㎡を使用貸借権の設定により借り受け、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置しているため、第３種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、畑の一部に倉庫が建てられているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原髙弘君）　31 番の松原です。3 番について説明致します。

借受人は、使用貸借で農地に太陽光発電施設を設置したいというものです。場所は西ノ久保公園の近くで、一部に小屋が建っていますので始末書が添付されています。貸渡人は義理の父親で高齢のため今後農地の管理ができないので、太陽光パネルを設置して売電をされます。雨水は道路側溝に入れ、周囲に農地はないので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に４番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　４番について、ご説明いたします。

楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人から楠浦町の畑 114 ㎡を、現在住んでいる借家とともに贈与として譲り受けたいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に個人住宅及び付属住宅が建てられているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○22 番（森下雅成君）　22 番の森下です。4 番について説明致します。

申請地は新和町に通じる新田地区です。譲渡人と譲受人は兄弟です。兄が住宅を建設しその後譲り受けた経緯がありますが、この住宅はだいぶ古く昭和 53 年に増築した時、もう亡くなった父が無断で増築を行った経緯があります。今回この土地が農地であったということが判明しましたので今回の申請になったわけです。近隣の農地や区長の同意も得て、譲渡人の兄から始末書も添付してあります。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　5 番について、ご説明いたします。

宮地岳町の譲受人は、宮地岳町の譲渡人から宮地岳町の畑 31 ㎡を売買により譲り受け、自宅への通路を拡幅したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に通路として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○16 番（川峯正美君）　16 番の川峯です。5 番について説明致します。

先ほど 4 条の 5 番で説明しましたように杉が植えられていた田んぼのすぐ横に３１㎡の畑がございまして、これを奥にある自宅への通路として取得したいということです。すでに通路として利用されていますので始末書を添付してあります。又、区長の同意書もいた

だいてあります。隣接する農地は所有者がわからないとのことで理由書を添付してあります。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君）　6番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人から下浦町の畑 247 ㎡の内 166.33 ㎡を贈与により譲り受け、倉庫及び庭用地として宅地を拡張したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に倉庫や庭用地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君）　28番の松岡です。6番について説明致します。

この場所は下浦神社の裏になります。譲渡人と譲受人は叔母さんと甥の関係になります。叔母さんのお兄さんが60年ほど前に建てた家を息子に相続しようとしたら、叔母さんの名義になっており、地目も農地のままであったということです。隣接農地の所有者や区長の同意も取られていますので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君）　7番について説明します。

7番の案件については、昭和 62 年、旧五和町の時にゴルフ場などのリゾート開発計画のため、用地買収した農地について、計画の白紙撤回により今回譲渡人から天草市が譲り受け転用するものです。

天草市は水源の涵養目的での保安林とするため佐伊津町の譲渡人から畑 5,119 ㎡を売買により転用したいというものです。申請地は買収において天草市がすべて仮登記を設定している状況でございますが、今回5条の転用許可を持って本登記へ移したいとのことです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分はいずれも第 1 種農地となっており原則不許可でございますが、森林法第 25 条に掲げる目的達成のために行なわれる森林の造成については不許可の例外として許可できることとなっております。本案件の転用目的であります水源の涵養目的での保全についても森林法第25条に掲げる目的に記載されておりますので、不許可の例外として許可できることとなります。また、森林法に規定する保安林指定区域についての事前の協議もの以下、記載のとおりとなっており基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員より説明をお願いします。

○34 番（倉田喜一君）　34 番の倉田です。7 番について説明致します。

場所についてですが、佐伊津に入ると隅田川があります。その橋を渡って信号を左に３００メートルほど進んだところから右に入っていたところです。在郷というところです。ここは全部山林化し大きな木が生えています。事務局説明のとおり水源涵養保安林にしたいとのことです。地下水が豊富ですので涵養保安林にする事で地下水の保全が出来るのではないかと思います。周囲は山林ですから特に問題もないかと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 7 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 8 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　８番について説明します。

有明町の譲り受け人は、植林し山林として管理したいため、有明町の譲渡し人から、有明の　畑４，７０８㎡　を贈与により譲り受け、転用したいというものです。　資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。　なお、すでに植林されているため始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○24 番（山田勝彦君）　24 番山田です。8 番について説明します。

まず広い田の方ですが、ここには以前から早生の柿を植えてありましたが、経費だけが

かかり収入はなかったため以前から植林されています。もう一方の田も周囲が山林になっているので植林して山林として管理したいということです。隣接農地の所有者と区長の同意書も取れています。ご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました８番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に９番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　９番について説明します。

有明町の譲り受け人は、植林し山林として管理したいため、本渡町の譲渡し人から、有明町の　畑２，７９０㎡　を贈与により譲り受け、転用したいというものです。　資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員の説明をお願いします。

○38番（本田　実君）　24番山田です。　９番について説明します。

場所は、下津江というところでリップルランドの近くです。３筆に分かれていますが１筆は自宅の横になります。あとの２筆はリップルランドの上の方で、以前はみかんが植えてありましたが、ゴルフ場が出来た時から雑木林になっています。ここを贈与を受けて植林して山林として管理したいと申請があっています。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました９番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　10番について説明します。

有明町の譲り受け人は、事業用の駐車場及び資材置き場として使用したいため、有明町の譲渡し人から、有明町の　田１，１８５㎡　を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第２種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員に説明をお願いします。

○11 番（浦上廣幸君）　11 番浦上です。　10 番について説明します。

場所は、下津浦の元西中学校から南へ５００メートル程になります。譲受人は建材業や運送業、土木工事。農業では加温のハウスでマンゴーとイチジクとみかんを栽培されています。今回、土木部門で資材置場と駐車場が手狭のため、申請地を売買で取得したいというものです。特に問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 10 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 11 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　11 番について説明します。

倉岳町の譲り受け人は、自己の駐車場として利用したいため、倉岳町の譲渡し人から、倉岳町の　畑７８㎡　を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員に説明をお願いします。

○2 番（稲田秀敏君）　2 番稲田です。11 番について説明します。

自宅まで道路が無いために、近くに駐車場を作りたいというものです。譲渡人と譲受人は親戚の間になります。隣接する農地の所有者と区長から同意も得ていますので、問題はないかと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 11 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 12 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　12 番について説明します。

新和町の譲受人は、植林し山林にするため新和町の畑２，２４８㎡を受贈により取得し転用したいというものです。すでに植林されているため始末書が添付されています。資料③の許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。以下記載のとおりで基

準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員に説明をお願いします。

○17 番（川崎眞志男君）　17 番川崎です。12 番について説明します。

場所は県道から数十メートル入ったところですが、以前は桐を植えてありました。回りもほぼ山林ですから特に問題はないかと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 12 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 13 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　13 番について説明します。

二浦町の借受人は太陽光発電施設を整備するため、熊本市の貸渡人から二浦町の田 1,270 ㎡を使用貸借により転用したいというものです。申請地は先の議第 7 号でご審議いただいた第 4 条の 8 番及び 9 番の申請地と隣接しております。既に造成されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○36 番（梅田良二君）　36 番梅田です。13 番について説明します。

4 条 9 番の申請があったところのすぐ隣になります。先ほども説明したとおり排水も設備を整えており、周囲についても差し支えはないと思います。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 13 番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 14 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君）　14 番について説明します。

河浦町の借受人は自身が経営する建築会社の資材置場とするため、河浦町の貸渡人から河浦町の田 860 ㎡を賃借により転用したいというものです。既に資材置場として使用されているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君）　次に担当委員から説明をお願いします。

○30 番（小川浩治君）　30 番小川です。14 番について説明します。

賃借人は建設業を営んでおり、倉庫と資材置場が少なく不便をきたしています。事務所

前の土地を借り受け砂や砂利の置場にするというものです。場所は一町田のバイパス沿いにあり、森林組合から東へ100mのところになります。道路から申請地の間には水路が通っており、事務局の指導により県に対して設置許可の申請を提出してあります。また、法に不案内のため始末書も添付されており、隣接地の所有者と区長の同意書もいただいておりますので問題はないかと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第9号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第9号について説明します。

資料②の7ページからご説明いたします。

1番の五和町の譲受人のほか所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が38件再設定の計画が8件で、総面積は131,663㎡となっております。

まず、7ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、1番の五和町の圃場整備がなされていない五和町の田 2,371㎡を45万円で売買により取得したいというものです。これは反当り189,793円となります。

五和町の申請人が今回の譲受人（あっせん候補者）ですが、五和町で水稲と母牛約40頭規模の繁殖牛生産の複合経営を行なっている認定農業者で、本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登載されております。取得後は申請地へ水稲を作付けされる計画です。

続いて2番ですが、栖本町地内の圃場整備がなされた田 1,176㎡を売買価格60万円取得したいというものです。これは反当り510,204円となります。

栖本町の申請人が譲受人（あっせん候補者）ですが、栖本町で約1町5反規模のタバコを生産される認定農業者で、本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登載されております。取得後は申請地へタバコを作付けされる計画です。

8ページ目以降は利用権設定の計画でございますが、次に申し上げます案件につきましては、農地利用集積円滑化団体における転貸分でございます。9ページの14番から14ページの29番まででございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　では、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定46件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第6、議題10号、平成26年度天草市農業労働賃金標準額の設定を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（林　泰裕君）　平成26年天草地区農業労働賃金標準額について、資料⑤をもとに説明致します。

1ページは次年度の標準額を示しています。この中で農作業賃金については、最低賃金が見直しになりましたので前年度から100円増額して、日額５，５００円に変更させていただき、その他の標準額は前年度と同額になっています。なお、この標準額はあくまでも目安ですから、地域の実情を考慮の上金額の決定をお願いすることにしています。なお、営農組合、受託組合においてはそれぞれで料金が設定されています。

2ページを開けてください。熊本県の最低賃金の最新の資料を付けています。昨年10月に最低賃金が増額されておりまして、1日に換算すると100円の増額が適当ではないかと思います。3ページは近年の金額の推移、4ページは管内農業委員会の金額を参考に添付しておりますが、管内でも最も低い金額になっています。5ページから6ページについては管内の営農組合等の受託金額を示していますが、特に増額の話は聞いていません。7ページは天草市の労働標準額の推移を示しています。8ページには標準額の表の下段に記載する文面です。昨年度と変更はありません。

ご承知のとおり消費税が4月から8パーセントに変更になります。一番下の農作業賃金を除き、燃料費にかかる消費税も値上げになりますし、表に示した金額はサービス料金ですから消費税を含んだ金額になります。

ただいま（案）を示しましたが皆さまのご意見を伺った上で最終的に決定したいと思います。

○議長（鶴田雄士君）ただ今事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見や質問はあ

りませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）ご意見がなければ、本件についてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）ご異議ありませんので、農業労働賃金標準額は原案どおり決定します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君）　報告事項について申し上げます。

農地利用形状変更届が1件、二浦町の田が水漏れのため、耕土をつぎ足し圃場を整備したという内容で届がありました。

以下、許可不要転用届についはありませんでした。　以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後3時15分　　　　閉　会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会　　長　鶴田雄士

署名委員　平岡秀樹

署名委員　小田実